

## 令和5年9月農業委員会総会議事録

日 時 令和5年9月29日（金曜日） 議事開始 午前8時50分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

【農業委員】 稲田 優 竹下 助範 山下 正成 森永 良仁  
新原 正次 岩屋 美智子 田中 雄策 栗下 章二  
前原 幸太郎 田上 みゆき

【推進委員】 宮田 吉人 増田 賢造 津口 えりこ 坂元 清美  
下原 小枝子 山野 真澄 杉元 義男 福迫 久利  
中津 ゆみ子 土器 三紀夫 中津 富夫 米倉 千春  
山口 長徳 鶴田 幸一 園田 義保 吐師 伸次郎  
吉田 尚美 上村 ゆかり

### 欠席委員

【農業委員】 なし

【推進委員】 なし

### 事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	大田黒 元
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主査	宮原 直子	農地調整係主任主事	馬越脇 浩
農地調整係主事	佐藤 純大		

議 題

- 報告第 9号 農地等の合意解約について
- 報告第10号 農地法第3条の規定による許可の返戻について
- 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第32号 農用地利用集積計画について
- 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第34号 非農地証明願いについて

事務局長                    それではただいまから令和5年9月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

稲田会長                    【あいさつ・・・】

稲田議長                    次に委員の出席状況を報告いたします。本日の出席委員は、全員であります。

                              これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、竹下会長代理と前原委員を指名いたします。

                              それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第9号から報告第10号及び議案第31号から議案第34号までを一括議題といたします。

                              事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長                    （議案朗読）

稲田議長                    議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第9号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局                        議長。

稲田議長                    事務局。

事務局                        それでは、報告第9号、農地等の合意解約についてご説明いたします。

                              議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は9件です。2ページをご覧ください。令和5年9月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、ご説明いたします。

                              整理番号1番は、耕作者が高齢のため解約するものです。

                              整理番号2番及び3番は、農地の条件が悪いため解約するものです。

                              整理番号6番は、耕作に不便なため解約するものです。

以上、ご報告いたします。

稲田議長

説明が終わりました。何かご質問はありますか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質問がないようですので、次に報告第10号「農地法第3条の規定による許可の返戻について」事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

報告第10号、農地法第3条の規定による許可の返戻について説明いたします。今月の許可返戻件数は2件です。

議案書4ページをご覧ください。整理番号1番、場所は大字島内にあります。畑1筆、1,059㎡です。これは、令和4年12月総会で審議され、同月の22日付けで許可されましたが、許可返戻の理由欄に記載のとおり、譲渡人が死亡したため許可書を返戻するものです。

整理番号2番、場所は、大字〇〇及び〇〇になります。田3筆、2,870㎡です。これにつきましては、令和3年12月総会で審議され、同月の23日付けで許可されましたが、同じく譲渡人が死亡したため、許可書を返戻するものです。

以上、ご報告いたします。

稲田議長

説明が終わりました。何かご質問はありますか。

杉元委員

議長。

稲田議長

杉元委員。

杉元委員

1番及び2番も、許可後の登記の変更ができなかったのでしょうか。それとも、許可日前に譲渡人が亡くなっていたのでしょうか。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

ご説明いたします。2番でいいますと、許可日が令和3年12月23日となっていますが、その日が総会開催日で、許可日となりま

す。その後に譲渡人が亡くなりになりました。登記の変更はされていません。

稲田議長

他に、ご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。5ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転11件となります。申請人の住所及び氏名は省略し、申請内容については、概略をご説明いたします。

6ページになります。整理番号1番、田1筆、515㎡の贈与です。

整理番号2番、畑1筆、1,289㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、田1筆、714㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

7ページになります。整理番号4番、田1筆、281㎡の売買です。価格は総額で粃〇〇袋です。

整理番号5番、8ページまでとなります。田3筆、畑2筆、4,930㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり増田委員の掘り起しです。

整理番号6番、畑1筆、565㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

9ページになります。整理番号7番、畑4筆、767㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

10ページになります。整理番号8番、田1筆、1,221㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号9番、畑2筆、1,040㎡の贈与です。

11ページになります。整理番号10番、畑1筆、99㎡の贈与です。

整理番号11番、田1筆、39㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

以上、所有権移転11件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

稲田議長

事務局の説明が終わりました。議案第31号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番の土地及び、申請人「受人」の報告を福迫委員にお願いします。

福迫委員

議長。

稲田議長

福迫委員。

福迫委員

整理番号1番について報告いたします。申請地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされてなく、形状は四角形です。周囲は、東と南に宅地があり、西と北は水田で、混在した場所でした。日照は、やや不良ですが、接道、用排水は良好でした。

受人の営農状況は、水稻主体の農家で、後継者もいます。地域との調和については、受人は、営農も一生懸命に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いており、適切と判断しました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

稲田議長

次に、整理番号2番の土地及び、申請人「受人」の報告を土器委員にお願いします。

土器委員

議長。

稲田議長

土器委員。

土器委員

整理番号2番について報告します。申請地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周辺は畑と山林です。周辺の畑は、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。申請地は、耕運されていました。

受人は、造園業と水稻主体の兼業農家です。後継者はいません。地域との調和については、所有農地の管理もしっかりされており、問題ないと判断します。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

稲田議長

次に、整理番号3番の土地を坂元委員に、申請人「受人」の報告を吐師委員にお願いします。まずは、坂元委員にお願いします。

坂元委員

議長。

稲田議長

坂元委員。

坂元委員

整理番号3番の農地について報告します。申請農地は〇〇自治会にあります。基盤整備はされていない圃場ですが、形状は、ほぼ四角形で良好です。申請農地周辺の状況は、北と西側は宅地で、南と東側は水田となっています。日照、接道、用排水の状況は良好です。作付け状況は、現在何も作付けされていませんが、下払いがされていた。以上、報告いたします。

稲田議長

次に、吐師委員にお願いします。

吐師委員

議長。

稲田議長

吐師委員。

吐師委員

整理番号3番の受人の状況について報告いたします。受人は、〇〇自治会内に住んでいらっしゃいます。受人は兼業農家です。渡人との関係は、知人になります。受人には後継者もいます。取得された農地は、野菜等を作付けされる予定です。受人は、所有農地の管理も行き届いており、地域の作業にも協力的ですので、問題はないと判断します。皆様のご審議方をお願いします。

稲田議長

次に、整理番号4番の土地及び、申請人「受人」の報告を岩屋委員にお願いします。

岩屋委員  
稲田議長  
岩屋委員

議長。

岩屋委員。

整理番号4番の申請農地と受人について報告します。申請農地は、周囲一帯、基盤整備済みの農地です。申請農地は長方形で、受人の水田の並びにあり、現状は、受人の水田と1枚になっています。以前から受人が耕作されていて、現在は、水稻が作付けされています。

受人の営農状況は、水稻主体の専業農家です。所有農地の畔や用水路の管理も適切に管理されており、問題ないと判断します。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

稲田議長

次に、整理番号5番の土地及び、申請人「受人」の報告を増田委員に申し上げます。

増田委員  
稲田議長  
増田委員

議長。

増田委員。

整理番号5番の申請農地及び受人について報告します。申請地及びその周辺の状況について、申請地は、山林に隣接した条件の悪い場所です。

受人の営農状況は、林業と水稻の複合経営です。地域との調和について、受人は後継者がおり、所有農地の管理も行き届いております。問題ないと判断します。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

稲田議長

次に、整理番号6番の土地及び、申請人「受人」の報告を鶴田委員に申し上げます。

鶴田委員  
稲田議長  
鶴田委員

議長。

鶴田委員。

整理番号6番について報告します。申請地及びその周辺の状況は、〇〇自治会内にあり、申請地は、基盤整備されておりませんが、圃場は長方形でした。周囲は、宅地と水田と山林が混在した場所でしたが、日照及び接道は整備され、良好な場所でした。

続きまして、受人の経営状況は、新規就農で後継者もいます。取



得後は、露地野菜を栽培される予定です。地域との調和については、近隣の農地所有者に対して協力するとの事でした。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

稲田議長

次に、整理番号7番の土地を中津ゆみ子委員に、申請人「受人」の報告を山口委員に申し上げます。まずは、中津ゆみ子委員に申し上げます。

中津ゆみ子委員

議長。

稲田議長

中津ゆみ子委員。

中津ゆみ子委員

整理番号7番について報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済で、周辺一帯は、オリーブ園です。申請地は、現在、雑草が生えていますが造成して、オリーブを植えるというところでした。日照、接道、用排水は良好です。以上、報告します。

稲田議長

次に、山口委員に申し上げます。

山口委員

議長。

稲田議長

山口委員

山口委員

整理番号7番の受人について報告します。30年前に、えびの市に関西の方から来られ、〇〇の代表や〇〇の会長をされています。20年前の大寒により、約50戸の農家がオリーブ栽培をしていましたが、被害を受けられた。栽培をあきらめかけていたとき、私が引き受ける形で取り組むことになりましたとお話しされました。そして20年たちましたが、まだ収穫はしたことはありません。つぼみが着くのに25年かかるとの事です。面積6ha、水田60aの経営をしておられます。後継者はおられます。後継者は、〇〇の出身の方でお話をいたしました。地域との調和については、オリーブ園の管理も行き届いており、問題ないと判断いたしました。ご審議方よろしく申し上げます。

稲田議長

次に、整理番号8番の土地及び、申請人「受人」の報告を下原委員に申し上げます。

下原委員  
稲田議長  
下原委員

議長。

下原委員。

整理番号8番の受人と農地について報告いたします。申請地は、基盤整備済で、周辺一帯も基盤整備された水田地帯です。

受人の営農状況は、建設業との兼業農家ですが、営農も一生懸命に取り組まれていて、後継者もいます。所有農地の管理も行き届いており、適切と判断します。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

稲田議長  
増田委員  
稲田議長  
増田委員

次に、整理番号9番と10番の土地を増田委員に、申請人「受人」の報告を事務局に申し上げます。まずは、増田委員に申し上げます。

議長。

増田委員。

整理番号9番の申請農地2筆について報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はしてありません。日照は良いです。窪地にあつて接道も悪いです。整理場番号10番の申請農地は、整理番号9番の申請農地の隣接地で、条件は同じです。

稲田議長  
事務局  
稲田議長  
事務局

次に、事務局に申し上げます。

議長。

事務局。

整理番号9番及び10番の譲受人が市外者のため、事務局から説明いたします。譲受人の世帯の営農状況としましては、現在、本人、妻、その父親の3人世帯であります。その父やえびの市の義理の兄が所有する農地の農作業に約10年間従事した経験があります。農地への距離につきましては、譲受人は隣の〇〇在住ですが、今回申請農地までの距離は18km、車で17分程度となります。現在、妻と共に〇〇の公共機関の施設内で飲食店を経営しております。今後、後継者が決まり次第廃業する予定であります。今回申請農地の取得後は、えびの市の認定農家である友人等から農業の指導を受

けていくとの事であります。また、地域との調和につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすことの無いよう管理していくとのことで、何ら問題ないと判断いたします。皆様のご審議方お願いいたします。

稲田議長

次に、整理番号11番の土地を下原委員に、申請人「受人」の報告を土器委員にお願いします。まずは、下原委員にお願いします。

下原委員

議長。

稲田議長

下原委員。

下原委員

整理番号11番の農地1筆について報告いたします。申請地は、〇〇自治会内にあります。この農地は、境界を確認できなかった筆界未定内の農地です。基盤整備はされてなく、周囲一帯も水田です。日照、接道、用排水は特に問題ありません。今現在は、雑草が茂っていました。以上、報告します。

稲田議長

次に、土器委員にお願いします。

土器委員

議長。

稲田議長

土器委員。

土器委員

整理番号11番の受人について報告します。受人の営農は、水稻と繁殖和牛の専業農家です。受人は結婚されたばかりで後継者もいません。所有農地も適正に管理されていますので適切だと判断します。皆様のご審議をお願いします。

稲田議長

各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局

今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、計11件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可

要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

稲田議長

ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより、議案第31号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

田中委員

議長。

稲田議長

田中委員。

田中委員

整理番号4番の価格について、総額は粗になるのですか。お金ではないのですか。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

価格については、等も含みますので、価格等になりますので、現金あるいは現物ということで、契約は成立いたしますのでご理解いただきたいと思えます。

稲田議長

他に質疑はありませんか。

杉元委員

議長。

稲田議長

杉元委員。

杉元委員

整理番号11番の価格ですが、39㎡で、〇〇円ですけど、場所はどのようなところですか。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

ここにつきましては、39㎡と僅かな面積ですけども、先ほど下原委員から説明があったとおり、筆界未定となっています。譲受人がこの周辺一帯の農地を数筆所有されており、この申請農地1筆だけが渡人の農地となっています。この申請農地を所有することに今後一体として農地として利用したいと申し出があったものです。

稲田議長

他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第31号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第32号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

それでは議案第32号「農用地利用集積計画について」説明します。

今月の計画件数は、所有権移転9件となっております。

申出人の住所及び氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。また、法人の場合は、年齢が空欄となります。

13ページです。整理番号1番、畑1筆、1,061㎡の贈与です。

整理番号2番、畑3筆、4,744㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘起しです。

14ページです。整理番号3番、畑2筆3,638㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘起しです。

整理番号4番、畑1筆、5,266㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘起しです。

15ページです。整理番号5番、畑2筆、2,781㎡の売買です。価格は10a当たり〇〇円です。

整理番号6番、畑8筆、6,635㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。この6番については、先月、抵当権抹消中に譲渡人が死亡した案件で、抵当権抹消、相続登記が完了したため、相続登記人と売買するものです。

整理番号7番、畑1筆、1, 237㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘起しです。

整理番号8番、畑3筆、3, 674㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号9番、畑3筆、3, 882㎡の売買です。総額〇〇円です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願いいたします。

稲田議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第32号の審議に入ります。

整理番号1番の譲受人は、下原委員の同居する親族であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき下原委員の退席を求めて審議します。下原委員の退席をお願いします。

(下原委員退席)

稲田議長

それでは、整理番号1番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。整理番号1番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。下原委員の退席を解きます。

(下原委員着席)

稲田議長 次に整理番号5番の譲渡人は、山下委員であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき山下委員の退席を求めて審議します。山下委員の退席をお願いします。

(山下委員退席)

稲田議長 それでは、只今から整理番号5番について各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号5番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。山下委員の退席を解きます。

(山下委員着席)

稲田議長 それでは、整理番号1番と5番を除く議案第32号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号1番と5番を除く議案第32号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第32号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

次に、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」と議案第34号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。20ページをお開きください。今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

21ページをお開きください。整理番号1番、申請地は大字〇〇、畑1筆、75㎡を車庫として追認申請するものです。申請人から顛末書の提出がございます。権利関係は売買です。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、車庫取得費〇〇円、合計〇〇円を自己資金により対応されます。

建物の雨水については雨どいから道路側溝に放流し、敷地内の雨水については自然地下浸透にて処理します。

議案第34号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。22ページをお開きください。今月の証明願い件数は2件でございます。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

23ページをお開きください。整理番号1番、場所が、大字〇〇、田2筆、587㎡です。申請理由は山林です。

整理番号2番、場所が、大字〇〇、田1筆、110㎡です。申請理由は原野です。

以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

稲田議長

事務局の説明が終わりました。議案第33号と第34号については、9月28日に第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員長から報告をお願いします。

栗下第3小委員長

議長。

稲田議長

栗下第3小委員長。

栗下第3小委員長

それでは、第3小委員会の報告を行います。会長から招集を受け



まして、9月28日に、委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は、5条申請1件、非農地証明願い2件でございます。

議案第33号、農地法第5条申請の整理番号1番についてご説明いたします。場所は〇〇地区です。〇〇から北に約700mのところに位置します。申請地は、隣接する宅地と共に空き家バンクに登録されており、今回、一体的に譲り受けようとしたところ、車庫部分が農地のままであることが判明したので追認申請するものです。申請地の状況は、東側と北側は、宅地。西側は県道、南側は私道に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続いて、議案第34号、非農地証明願いについてご説明いたします。

整理番号1番、申請地区は〇〇地区でございます。現況は山林となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に、整理番号2番、申請地区は〇〇地区でございます。現況は原野となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第3小委員会は、慎重・審議しました結果、5条申請1件、非農地証明願い2件については、全会一致で許可相当及び非農地としてやむを得ないと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。

稲田議長  
事務局

続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。  
議長。

稲田議長

事務局。

事務局

判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第33号から第34号の計3件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

稲田議長

ただいま、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。

これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

議案第33号と議案第34号に対する第3小委員長の判断は、許可相当であります。

また、事務局の判断も許可等相当であります。お諮りいたします。議案第33号と第34号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。議案第33号は、原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第34号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前9時42分